

京都市区役所等に属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年4月30日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第10号

京都市区役所等に属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第11項及び第12項を削り、同条第13項中「保険年金課」を「区役所又は区役所支所の福祉部保険年金課（以下「保険年金課」という。）」に改め、同項を同条第11項とする。

第2条第9項第3号を削り、同条第10項中「次に掲げる事務」を「介護保険法施行令第9条第1項に規定する合議体に関する事務」に改め、同項各号並びに同条第11項及び第12項を削り、同条第13項中「前条第13項」を「前条第11項」に改め、同項を同条第11項とする。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)